

第2回定例会

令和3年3月9日開会

令和3年3月17日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和3年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和3年3月16日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
(議長諸報告について)
- 第 2 議案第 2号 小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 3号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 4号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 5号 小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 6号 小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 7号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 8号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 9号 小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第16号 令和3年度小清水町一般会計予算について
- 第11 議案第17号 令和3年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第12 議案第18号 令和3年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第13 議案第19号 令和3年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第14 議案第20号 令和3年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第15 議案第21号 令和3年度小清水町農業集落排水事業会計予算について
- 第16 議案第23号 令和2年度小清水町一般会計補正予算（第11号）について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長補佐	晴山恭君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	谷綾乃君

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、本日の会議を開きます。

（開議 午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 鬼塚 茂 議員 9番 木戸 寛治 議員
を指名いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案につきましては、事前配付に係るもの以外に、議案第23号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第11号）についてを配付しております。

なお、一般質問につきましては、質問の通告がございませんでしたので、その旨御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第2、議案第2号、小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。はい、5番。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第2号、小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第2号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第2号、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第3号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

工藤孝一経済厚生常任委員長。はい、6番。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）6番。本委員会に付託を受けました議案第3号、小清水町国民健康

保険条例の一部を改正する条例制定について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第3号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第3号、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第4号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

工藤孝一経済厚生常任委員長。はい、6番。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）はい、6番。本委員会に付託を受けました議案第4号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第4号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第4号、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 乃至 議案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、議案第5号ないし日程第8、議案第8号、小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

工藤孝一経済厚生常任委員長。はい、6番。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）はい、6番。本委員会に付託を受けました議案第5号ないし議案第8号の4件の条例改正については、改正内容が共通していることから、一括して報告いたします。

議案第5号、小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第5号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第5号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第6号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第7号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第9号、小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。はい、5番。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第9号、小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決

するものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第9号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 乃至 議案第21号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第16号ないし日程第15、議案第21号、令和3年度小清水町一般会計予算について、令和3年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和3年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和3年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和3年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和3年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文予算審査特別委員長。はい、5番。

○予算審査特別委員長（高橋隆文君）5番。予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託を受けました議案第16号ないし議案第21号の令和3年度小清水町各会計予算につきましては、各分科会において慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第16号ないし議案第21号、一括して採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第16号ないし議案第21号、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第23号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま上程されました議案第23号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

追加議案、めくりまして1枚目の裏を御覧願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億1,902万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億615万1千円とするものでございます。

2枚目の裏を御覧願います。

第2表、繰越明許補正は、地方創生拠点整備交付金事業として採択の内示を受けました農業振興拠点施設整備事業につきまして、翌年度に繰り越して事業の執行を行うこととし、追加するものでございます。

次に、第3表、地方債補正の追加は、農業振興拠点施設整備事業に対する交付金残額分の財源措置としまして、農業振興拠点施設整備事業債の追加を行うものであります。

次に、歳出予算ですが、追加議案の一番最後になります。

別途配付しております主要施策調べと併せて御覧ください。

本補正予算ですが、3月12日付をもって内閣府より採択の内示がありました地方創生拠点整備交付金事業について、6款農林水産業費1項3目農業振興費に農業振興拠点施設整備に係る関係予算を追加計上するものでございます。11節役務費は、建築完了検査手数料及び給排水設備検査等手数料を合わせまして30万3千円追加。12節委託料は、工事の施工管理業務委託料2,240万7千円と、現在はなやか（葉菜野花）小清水で使用しております特産物加工機器を移設する業務委託料383万4千円をそれぞれ追加。14節工事請負費で、農業振興拠点施設の工事請負費12億3,639万2千円追加。17節備品購入費は、施設内に設置されます特産品加工室でスイートポテト及び新たな商品製造用機器整備に係る備品購入費5,608万6千円追加計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、追加議案1枚戻っていただき、上のページになります。

初めに、10款地方交付税は、一般財源分の財源調整としまして1,228万円追加計上。

14款国庫支出金2項4目農林水産業費国庫補助金は、交付金対象事業費の2分の1として、地方創生拠点整備交付金6億5,244万2千円追加計上。

18款繰入金は、1項基金繰入金で、農業振興拠点施設の備品購入費等の財源としまして基金を活用することとし、農畜産振興基金繰入金3千万円を追加計上するものです。

21款町債は、第3表、地方債補正で触れましたが、交付金残額分には農林水産業債として財政措置のある一般補助施設整備等事業債を活用することとし、農業振興拠点施設整備事業債6億2,430万円を追加計上を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。今回、農林省から、国のほうから内示があったということで、いよいよこの拠点設備事業が進むわけですが、この事業に伴って、現在使われているはなやか（葉菜野花）の加工施設については、いつまで現状の形で使用していくのかをお示しいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）議員の質問に対してお答えさせていただきます。

現在、浜小清水のはなやか（葉菜野花）小清水活性化センターのほうで利用していただいております食品加工室の部分ですが、現在の計画でいきますと、11月末をもって加工室の使用のほうを停止させていただきます。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。——ございませんか。

8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。この事業でハウス施設を2棟施工して建てるとなっています。いろいろな説明を聞きまして、温泉関係等でハウス施設を建ててのいろいろな国のお金を利用させていただくという話で理解しましたが、では3棟から6棟建てますよという予定もありますという話も聞きましたが、その判断はどこですか。6棟まで建てようという考えもあるよという話だったので、2棟は建てるの

は分かりました。じゃあ3棟からはどういう基準で建てるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）議員の質問に対してお答えさせていただきます。

現在、本年度採択を受けました計画の中では、2棟をまず建てさせていただきます。その後、公社のほうに事業のほうを進行していただきまして、運営をいただきまして、その結果を見ながらという形にはなってくると思うんですけども、温泉の熱源を利用した熱源の容量的にいけますと、おおむね10棟は建てられるというふうに、エネルギー効率上では可能というふうに伺っておりますけれども、現在のところ、とりあえずまず2棟で採算が立つような形で設計をさせていただいておりますので、2棟を建てて、その上で、その後、3棟目、4棟目ということで、現在のところ、何年をめどにというようなところは、いまだ計画は立てていないところなんですけれども、容量的には増棟に対応できるエネルギー量というふうに計算してございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。採算が立つという話ですが、この2棟、金額もすごい大きいです。この採算が立つというのは、どの売上げがどこにあったときに採算が立ったなってなるのでしょうか。農家の場合、ビニールハウスを建てます、ローンを組みます、というところまでというのと同じような考えでいるのかお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）議員の御質問に対してお答えします。

今回の園芸ハウスの建設自体は、園芸ハウス単体の収支というものではなくて、今回事業展開いたします農業振興拠点施設全体の事業の中で収支のほうは進んでおります。

それは、そもそも冬期間の雇用の確保、働く場の確保という意味で、今回温泉を熱源とした園芸ハウスを建設させていただいております。

公社トータルの収支の中で、プラスとなり、かつ建設をしていくという趣旨の計算がなったときというふうに考えておりますので、あくまで園芸ハウス単体での収支というふうには今のところ考えておりません。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）現時点でハウスの中で何を作るのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）お答えします。

エディブル・フラワーという、いわゆる食用花と冬期間価格が幾らかでも取引金額が上がる菓物を計画しております。その他余力があれば、これからまだまだ検討していく余裕がありますので、現在既に進行しております試験用の園芸ハウス、そちらの方もありますので、そちらのほうの活用をしながら、今後さらに試験栽培のほうを繰り返して検討を進めていきたいと考えております。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時01分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方。

はい、6番。

○6番(工藤孝一君)はい、6番。今の施設園芸の件で、これは相当簡単ではないと思うんで、少しばかり私も冬の野菜づくりはしてますけども、やっぱり技術的なノウハウが必要になります。その上で進めていくのは人でありますよね。そういう土壌、植物、それぞれの季節に合わせた管理理論といますか、そういうことも十分理解できる人材を今後きちっと配置する、育てる、そのことが極めて重要になろうかと思えます。

それ抜きにきちっとハードを作ったとしても、今後に向けて、意義、こう夢を描く、これは非常に前向きでポジティブでいいとは思いますが、それを実際にやっていくのは、必要な人材をきちっと、やはり町長ぜひその点は人材育成について進めていただきたいと思えます。

以上、質問します。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) やはり立派な箱を作っても、動かすのは人でありますので、議員おっしゃるとおり、人材の確保というのは重要であるというふうに考えています。

予定としては、地域おこし協力隊、3年経過のものが公社のほうでそういう役割を担う予定でありましたけれども、たまたま様々な事情があって、それがかなわなくなっている状況であります。ここについては、新たな人材を農協さんとも協議をしながら、今後も末永く施設園芸を中心に担っていただける人材について、これから確保していきたいというふうに考えておりますし、しっかりやはり育て上げなきゃいけないと思っております。そこにはやはり普及センターであるとか関係機関ですね、様々な施設園芸の先進地もございますので、それらの方々の御協力を頂きながら、しっかりそこは育てていく環境づくりというのをやっていきたいと思えます。

○議長(坂田秀昭君) ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番(瓜田新一君) 3番です。今言われたとおり、夢を持ってやっていくというのはすごく大事なことだと思うんですけども、第三セクターだとか、公社だとか、こういう自治体が絡んだ事業というんですか、そういうのは往々にして責任の所在があやふやになって、粉飾決算を繰り返して、最終的には自治体がかぶるといような事例もあちこちで出ていますんで、そういう監査体制というんですか、どこかでストップをかけるとか、負債なんか膨らんでいくと、そういうのが大事だと思うんですけども、その辺のこと、責任の所在というんですかね、そういうのがありましたら、ちょっと教えてください。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) 農業振興公社であります。先ほど申し上げたとおり、町と農協さんと福太郎さんとトムケアジャパンさん、4者でございます。出資も若干であります。それぞれしております。

そのような中で、基本的な考え方としては、ハード的な部分は町が用意しますというお約束です。そこを担っていただくのはJAさんですということで、最初からそのようなお話で来ているところでございます。ですので、全てJAさんをお願いするということではないんですけども、当然町としては必要な部分ですね、当然お金もかかるわけですから、そこについてはしっかりと支援をしていくということで、この事業は動いているものでございます。

これから指定管理者制度も活用しながらやっていくわけですけども、当然町としては指定管理料というのでも支払っていくことになりますので、当然そのような観点から、町の予算的な部分については、当然うちの監査委員さんの目にも付くと思えますし、農協さんについては当然JAの監査の部分あるでしょうし、そのようなことで、確かに第三セクター等々、そういう時代はあったやに思っておりますけれども、私としては、そのようなことがないように、しっかり町としてもJAさんと一緒になって運営をしていくという考え方を持っておりますので、JAさんとの協議の中でも、その辺の運営については、当然JAさんはもう既にノウハウを持っている部分ありますので、そこはしっかりやっていただけるということで確認をしておりますので、町としてはしっかり一緒になって支援しながら、そのようなことのないように取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）先ほど工藤議員からも提起あったんですが、働く人の関係なんです、当初、農福とかという名前で出ていたんじゃないかなと思います。今の福祉の関係で、やっぱりどうしてもそういう人たちを使う雇用の場というのが少ないわけなんですけれども、そういう点はどのように考えておられますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

畔木産業課長。

○産業課長（畔木雅之君）お答えします。

農福連携、今回の事業、確かに農福連携のほう始まりまして、こちらにつきましては、現在社会福祉協会のほうで障害者の就労支援事業所のほうが立ち上がったところです。

今回、エゾモモンガのほうに公社から仕事を発注して、公社から賃金を得るという形で進めさせていただきたいと思っています。農作業の軽作業のほうも現在もやっていただいておりますので、そちらの方に障害者の方の雇用の場を設けたいと考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）4番、森浩議員。

○4番（森浩君）もう少し聞かせてください。

これだけの規模になりますから、小清水町の障害者の方だけでは間に合わないかなというような気もしますし、障害者の方、普通の健常者と同じような働き方はとてもできないという分であれば、どうしても人数でカバーをしていかなきゃならないというふうになるかと思えます。できれば広くそういう障害者の方が働けるような、または求められるような、そういうような施設ではちょっと無理かと思えますけど、そういうようなスタンスでこの事業をやっていくというような方法で、利益ばかり追求していきますと、なかなかうまくいかないという部分も出てくるかと思えますので、ひとつ福祉のほうも含めながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）御意見としてよろしいですか。

○4番（森浩君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。——ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第23号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第2回町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重審議ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

（午後2時10分）

